

新潟奉行所の復元及び観光資源としての
位置に関する検討報告書

令和2年10月

新潟経済同友会・観光推進委員会

特定非営利活動法人
美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム

目 次

新潟奉行所復元最適地について	2
1 新潟奉行所復元最適地としての新潟市役所分館の選定.....	2
資料編	4
1 新潟島の復元候補地について	4
1－1 復元候補地候補一覧	4
1－2 復元候補地位置図	7
2 復元に当たっての法的制限の検討	8
2－1 建築基準法による制限事項	8
2－2 棟別復元規模の検討	9
2－3 法的制限等を踏まえた基本的考え方.....	9
2－4 棟別復元案	11
3 旧二葉中学校での復元について	12
3－1 新潟市役所分館との比較	12
4 復元候補地検討委員会	13
4－1 新潟奉行所復元候補地検討委員会について.....	13
4－2 委員会の開催状況	13

1 新潟奉行所復元最適地としての新潟市役所分館の選定

特定非営利活動法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム(以下 当フォーラムとする)は新潟奉行所復元最適地を選定するにあたり、適切な場所を選定することを目的として令和元(2019)年10月に新潟奉行所復元候補地検討委員会を組織し、委員長に新潟薬科大学名誉教授 及川紀久雄氏、副委員長に(株)グリーンシグマ代表取締役社長 平田敏彦氏を選任した。

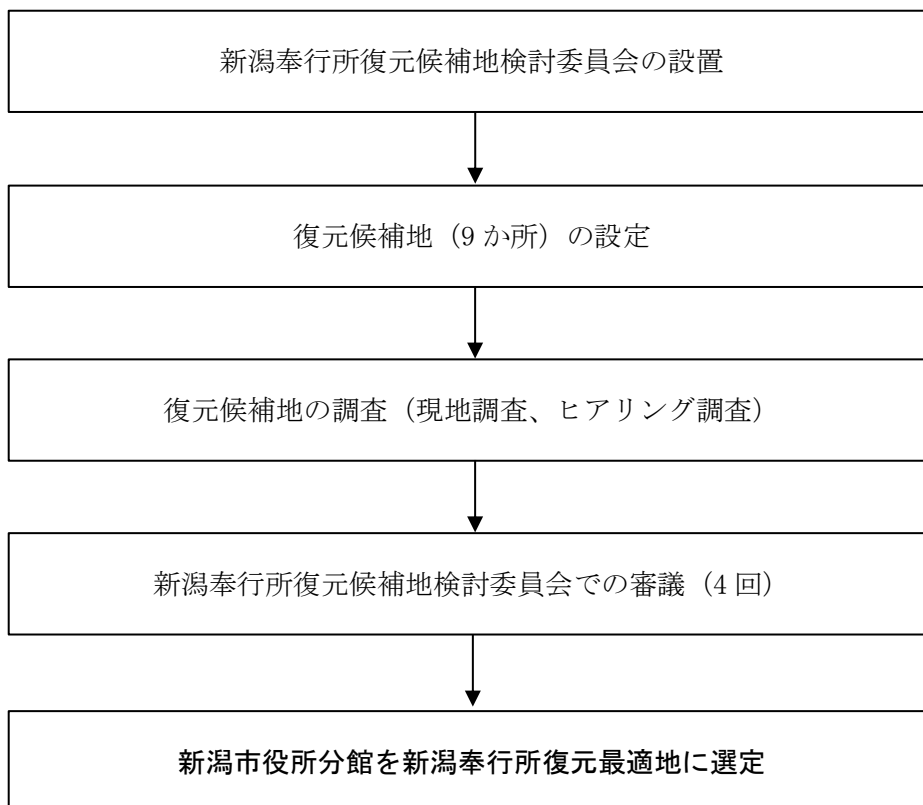
新潟奉行所復元候補地検討委員会は、選考対象となる候補地として9か所を設定し、利活用の予定、復元可能規模、周辺の観光資源、交通アクセスの各検討内容を審議の上、候補地の優位性評価を行い、令和2(2020)年10月に

新潟市役所分館

(新潟市中央区学校町通1番町602番地1)

を最適地に選定し、及川委員長から当フォーラムに対し選定結果を報告した。

新潟奉行所復元最適地の選定までの過程



委員会報告に基づき最適地とした新潟市役所分館に実寸大の新潟奉行所建物を配置した。(赤色部分が復元建物)



市役所本庁舎に向かって奉行所を配置

新潟市役所分館の検討結果概要

(1)最大限の建物復元ができる場所

建築基準法第 22 条適用の区域であり1棟につき最大建物面積 1,000 m²まで復元可能な場所である。

(2)歴史的背景としてふさわしい場所

この敷地は、かつて商工奨励館があり、昭和 8(1933)年には新潟市役所(2 代目)が焼失したことにより仮庁舎として昭和 17(1942)年に新たな市役所(3 代目)が完成するまで利用されていた。その後もこの場所は新潟県庁、そして現新潟市役所として利用されていることから行政官庁の中心地と捉えることが出来る。

かつて敷地西側に宮浦堀があり、信濃川の水は宮浦堀から一番堀を通過して西堀、東堀に流れていたことから、堀とも深い関係がある。

(3)周辺観光施設と調和する場所

近隣に明治 16(1883)年に新潟県会議事堂として建設され、昭和 7(1932)年に新設の県庁舎内に議場が移されるまで使用された新潟県政記念館や商家斎藤喜十郎家の邸宅の一部(明治 41(1908)年建築)を平成 9(1997)年に白山公園内に移築再建した燕喜館もあることから歴史的建築物の復元整備と調和する場所である。

また、東側隣地には明治 6(1873)年に開設された日本で最初の公園のひとつである白山公園があるほか、平成 10(1998)年に新潟市民芸術文化会館「りゅーとぴあ」などの文化施設を取り巻くように空中庭園と空中回廊が整備されており回遊性に優れている。

(4)交通アクセスの利便性が良い場所

BRT 乗換拠点であり、JR 白山駅からも徒歩圏内であることから交通の便が非常に良い。

1 新潟島の復元候補地について

1-1 復元候補地候補一覧

新潟島地区において、一定規模以上の空地、及び空地になりそうな 9 つの復元候補地を設定し、審議した結果を一覧にした。

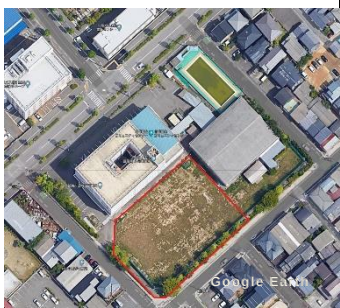
新潟奉行所復元候補地

No.	1	2	3
候補地名称	新潟市役所分館	旧二葉中学校跡地 (グラウンド部分)	旧豊照小学校跡地
概 観			
住 所	中央区学校町通 1 番町	中央区二葉町 2 丁目	中央区豊照町 見方町 2518
面積(概算)	約 8,900 m ² (バスロータリーを除く)	約 8,300 m ²	約 9,200 m ²
用途地域等	第二種住居地域 建築基準法第 22 条区域	第一種住居地域 建築基準法第 22 条区域	近隣商業地域 準防火地域
想定復元面積	～1,000 m ²	～1,000 m ²	～500 m ²
その他制限	白山風致地区 第 3 種	高度地区 (西大畑周辺地区)	駐車場整備地区
備 考	風致地区で 15m 以下の高さ制限、境界からの外壁後退距離の制限がある。 新潟市役所分館は解体予定である。 北側のバスロータリー、南東側に歩道橋 E V 及びスロープがあり、それらは今後とも利用予定である。 新潟市への照会結果:「バスロータリー、駐車場は今後とも使用予定。他は防災スペース(防災公園)として活用を検討中」	旧校舎は文化芸術活動や青少年体験活動の場として、交流拠点を目指す複合施設『新潟市芸術創造村・国際青少年センター/通称「ゆいぽーと」』として活用されている。 グラウンド部分のみ建築基準法第 22 条区域 新潟市への照会結果:「活用策について検討中であり、民間から引き合いもある」	平成 27(2015)年 3 月統合により廃校、新校舎は栄小学校を活用 新潟市への照会結果:「民間へ売却を予定。現在は暫定的に福祉団体・民間事業者へ貸付」
候補地の優位性	◎	○	×

新潟奉行所 復元候補地

No.	4	5	6
候補地名称	旧北部総合 コミュニティセンター	新潟市役所 白山浦庁舎	旧湊小学校跡地
概 観			
住 所	中央区附船町 1丁目 4385-1	中央区白山浦 1	中央区古町通 13 番町 2900 番 5
面積(概算)	約 5,800 m ²	約 5,200 m ² (市道東側) 約 2,900 m ² (市道西側)	約 3,900 m ²
用途地域等	第 1 種住居地域 準防火地域	近隣商業地域 準防火地域	第 1 種中高層住居専用地域 準防火地域
想定復元面積	～500 m ²	～500 m ²	～500 m ²
その他制限			
備 考	令和元(2019)年旧入船小学校校舎に移転 新潟市への照会結果:「民間 へ売却を予定(現在は暫定利用)」	敷地中央付近に市道があり (都市計画道路県庁浦線)が 敷地を分断している 新潟市への照会結果:「民間 へ売却を予定」	建物の用途上建築できない 建築基準法第 48 条(用途地 域における建築物制限)に抵 触するため、建築するには許 可が必要 平成 27(2015)年 3 月統合に より廃校、新校舎は栄小学校 を活用 新潟市への照会結果:「市営 住宅、集会施設、民間高齢者 施設建設を予定。」
候補地の優位性	×	×	×

新潟奉行所 復元候補地

No.	7	8	9
候補地名称	旧入舟小学校跡地 (グラウンド部分)	みなとびあ (信濃川側更地)	西大畑公園 (運動の広場)
概 観			
住 所	中央区稲荷町 3511-1	中央区柳島町 2 丁目 10	中央区西大畑町 5191
面積 (概算)	約 2,700 m ²	約 580 m ² (南側) 約 650 m ² (北側)	約 1,500 m ²
用途地域等	第 1 種住居地域 準防火地域	準工業地域 準防火地域	第一種住居地域 準防火地域
想定復元面積	～500 m ²	～500 m ²	～500 m ²
その他制限		大規模集客施設 制限地区	高度地区(西大畑周辺地 区) 都市公園
備 考	平成 27(2015)年 3 月統合 により廃校、新校舎は栄小学 校を活用 新潟市への照会結果:「(校 舎) 北部総合コミュニティセン ターへ転用」「(グラウンド) 消 防局出張所として使用」	敷地狭隘のため役宅部分だ けでも復元が難しい 新潟市への照会結果:「新潟 市歴史博物館として今後も 使用」	都市公園法による制限で、 教養施設とする必要がある ほか、公園愛護会等の市民 の合意形成が必要 敷地狭隘のため役宅部分だ けでも復元が難しい 新潟市への照会結果:「今 後とも公園施設として使用 の予定」
候補地の優位性	×	×	×

「新潟市役所分館」と「旧二葉中学校跡地(グラウンド部分)」だけが、建築基準法第 22 条区域となっている。

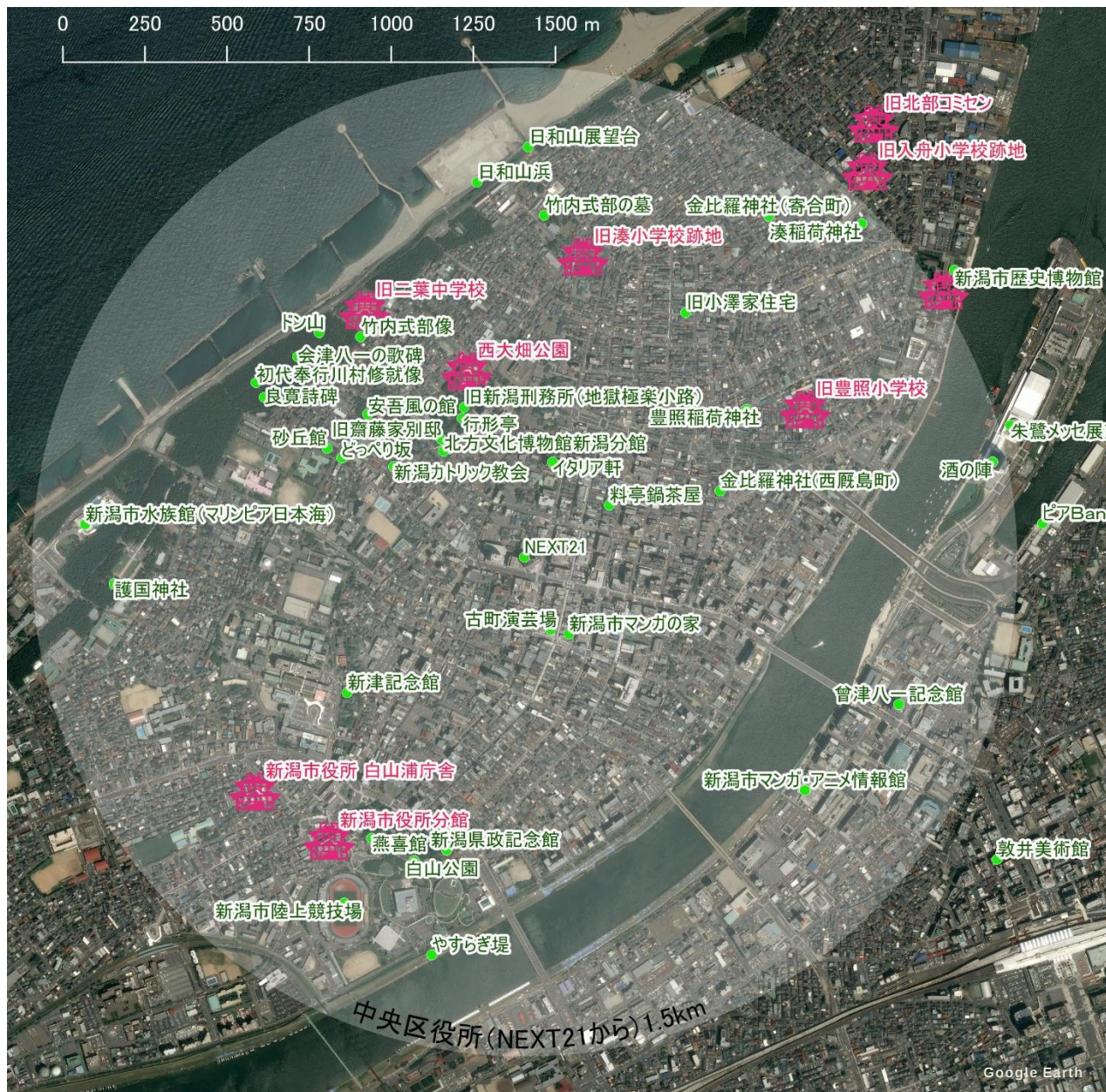
新潟市への聞き取り調査等の結果は、新潟市役所分館は「利用について検討中」、二葉中学校跡地(グラウン
ド部分)は「活用策について検討中であつたが、民間から引き合いあつた」となっている。

「西大畑公園(運動の広場)」及び「みなとびあ」は敷地狭隘により役宅部分だけでも復元が難しく、それ以外の
候補地は「利用予定あり」または「民間に売却予定」となった。

1-2 復元候補地位置図

9か所の候補地と周辺の観光資源を地図上に配置した。

古町周辺地区を中心とする新潟県の特徴として大火には見舞われたが、戦災をほぼ受けてなく、明治から昭和初期の行政施設、商家、料亭などが遺されている。そうした観光資源の多くが新潟市中央区役所（NEXT21）を中心としたほぼ半径 1.5 キロメートルに納まり、回遊性が高い。また、県内外の玄関口となる JR 新潟駅から車で 10 分程度、徒歩で 25 分程度と交通アクセスの利便性が高い。



新潟奉行所復元候補地位置図

凡例



新潟奉行所復元候補地



主な観光資源

一般に徒歩圏内とは徒歩 20 分程度とされており、徒歩 1 分=80m」という基準がある。（「不動産の表示に関する公正競争規約」、従って 1.5km は徒歩 19 分であり徒歩圏内となる。

2 復元に当たっての法的制限の検討

新潟奉行所の復元に当たっては様々な法的制限がかかるが、最も注意しなければならない建築基準法の制限について分析する。

2-1 建築基準法による制限事項

(1) 大規模建築物の制限

- 高さ 16m を越える建築物は主要構造部を耐火構造又は耐火構造物とする(法第 21 条)
- 木造建築物で延べ面積 1,000 m² (同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合はその延べ面積の合計)を越える建築物は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする(法第 25 条)
- 延べ面積 1,000 m²を越える建築物は防火壁又は防火床によって区画(準耐火建築物はその限りでない)(法第 26 条)

(2) 準防火地域による制限

○ 地上階数 ≤ 2 階 かつ 延べ面積 ≤ 500 m²

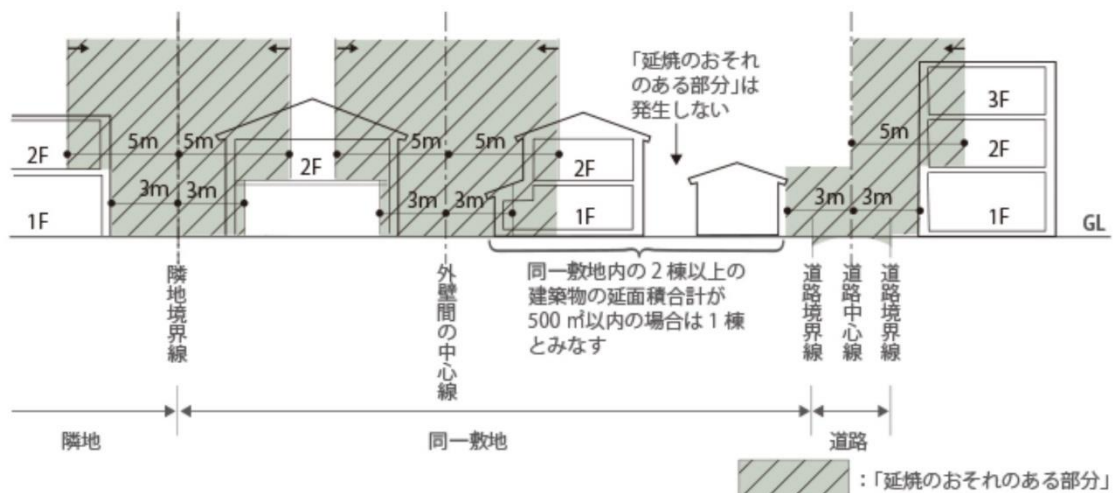
- 木造建築物等で外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造とする
- 高さ 2m を超える門・塀は延焼のおそれのある部分を不燃材料で造るかおおうこと
- 解放された廊下等であっても接続すると 1 棟とみなす

○ 地上階数 ≤ 2 階 かつ 500 m² < 延べ面積 ≤ 1,500 m²

- 耐火建築物又は準耐火建築物とする

(3) 建築基準法第 22 条区域による制限

- 屋根を不燃材料にするか、不燃材料を葺く
- 木造建築物等はその外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能を有する土準壁等の構造としなければならない。



2-2 棟別復元規模の検討

新潟奉行所の規模は「新潟表御役所其外新規御普請仕様出来形帳」によると、敷地面積は約 2,157 坪 (7,118 m²)、建物面積についても約 530 坪 (1,749 m²)とされるが、建物面積は、川村修就の遺品である新潟奉行所の絵図から想定すると 690 坪 (2,277 m²)と予想される。

復元に当たっては、

- ① 屋根を柿葺きや杉皮葺きのような不燃材料以外で葺くこと。
- ② 開口部(窓や出入口)に防火戸を設置すること。
- ③ 軒裏及び外壁を防火構造とすること。

これらのことは、当時の建物をできる限り忠実に復元するためには、技術的、コスト的なことを加味するとが難しいことから、全ての棟の合計は 1,000 m²以下とする他、準防火地域については 1 棟について 500 m²以下とし、複数棟建設し全体で 1,000 m²以下とする場合は、延焼の恐れのある部分には建設しないことが必要と考えられる。

建築基準法による制限を一覧にすると以下のようになる。

地 域	部 位		必要な措置	復元に当たっての対応
準防火地域	屋 根		不燃材料等	屋根が柿葺き・杉皮葺きは復元しない。
	外 壁	延焼の恐れのある部分	防火構造	1 棟当り延べ面積は 500 ㎡以下とし、複数棟建設する場合は、延焼の恐れのある部分には建設しない。 合計で延べ面積は 1,000 ㎡以下とする。
	軒 裏		防火構造	
	開口部		防火戸等	
建築基準法 22 条区域	屋 根		不燃材料等	屋根が柿葺き・杉皮葺きは復元しない。
	外 壁	延焼の恐れのある部分	準防火構造	延べ面積は 1,000 ㎡以下(同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合はその延べ面積の合計)とする。
	軒 裏		制限なし	
	開口部		制限なし	

2-3 法的制限等を踏まえた基本的考え方

- 屋根の制限より、柿葺き・杉皮葺きの建物(新潟奉行所棟別一覧表の 16 棟から 22 棟の網掛け部分)は復元が難しいことから復元対象としない。
- 新潟奉行所として重要な部分を復元対象とし、制限に応じて復元面積を加減する。
 - 役宅部分での復元棟
 - ① 玄関式台 ② 玄関続 ③ 訴所 ④ 御用調所続 ⑤ 白洲 ⑭ 表長屋(一部)
 - 居宅部分
 - ⑩ 用部屋続 ⑪内玄関続
- 復元は 1,000 m²まで可能なことから、出来るだけ多くの建物を復元するが、今後の調査により一部において、2階建て建物の可能性もあることから、多少の余裕を持った復元案とする。
- 準防火地域では 1 棟につき 500 m²以下とし、複数棟建設する場合は、延焼の恐れのある部分には建設しない。

新潟奉行所棟別一覧表

棟番号	名 称	室 名	面積 (㎡)	軒高 (m)	桁行 (m)	梁間 (m)	軒出 (m)	屋根形状・他
1	玄関式台		37.95	4.1	5.4	2.7	1.05	入母屋、瓦、千鳥破風 軒付き 草槇立柿葺き
2	玄関続	玄関、鏡縁、檜床、使者の間、寺社溜り、町役人詰め所、町役人引合の間、支配向用場小用所	183.98	4.2	17.1	8.1	0.90	寄棟、瓦
	同下屋部分							片流、柿葺き 葺き足2寸
3	訴所忝棟	訴所、用場小用所、手洗所	38.87	3.6	4.5	4.5	0.90	寄棟、瓦、軒付き 杉板中柿葺き
4	御用調所続	御用調所、畳廊下、 二階家 (二階上り口)	107.25	4.2	11.7	8.1	0.90	寄棟、瓦 2階3坪
5	白州忝棟	白州、証文所、砂利間、白州番居所	70.13	3.6	9.0	7.2	0.90	寄棟、瓦、中柿葺き
6	書院続	書院(朱院)、次の間、書物方詰所、近習詰所	141.34	4.2	22.5	5.4	0.90	寄棟、瓦、中柿古板葺き
7	居間続忝棟	居間、奥居間、用場小用所、馬見所、居間次の間、 二階家 (二階上り口)	207.40	4.2	9.9	8.1	0.90	寄棟、瓦 2階5坪 2.5×2.0間
	同上				7.2	9.0	0.90	寄棟、瓦
8	奥台所忝棟	茶の間、板の間、水流し、土間、板廊下	56.10	4.2	7.2	5.4	0.90	寄棟、瓦
9	湯遺所続忝棟	湯遺所、板の間、土間物置、渡り廊下	39.60	3.0	9.0	3.6	0.75	切妻 石屋根、中柿葺 石置並へ
10	用部屋続忝棟	用部屋、中番小屋、中小性部屋、物置、両便所	72.60	4.2	11.7	5.4	0.90	寄棟、瓦
11	内玄関続忝棟	内玄関、溜り、広敷玄関、小部屋、用場小用所、板の間、土間、湯遺所、土間物置	100.65	4.2	16.2	5.4	0.90	寄棟、瓦、中柿葺き石屋根(角屋)
	内玄関							入母屋 破風
	角屋							石屋根
12	御武器蔵忝棟		39.60	4.2	7.2	5.4	0.75	切妻 瓦
13	土蔵忝棟		19.80	4.2	5.4	3.6	0.00	切妻 瓦、屋根土居葺杉中柿棧瓦葺、2階建て
14	表長屋忝棟	表門、門番所、通用門、供腰掛土間、腰懸け、用人長屋、給人長屋、供頭部屋、徒士部屋、足軽部屋、大部屋、物置	502.43	4.2	93.6	4.5	0.90	寄棟 瓦(写真あり)
	同下屋部分			2.4	0.0	0.0	0.60	片流、中柿葺石屋根
	同角屋部分			2.4	0.0	0.0	0.00	片流 中柿葺石屋根
15	物見	箱梯子あり	12.38	4.2	4.5	2.7	0.90	寄棟 瓦 屋根土居葺杉中柿棧瓦葺 2階建て
16	厩・飼葉・炭薪置場	別当部屋、中敷居押入、厩、土間、飼葉置場、炭薪土間	104.78	3.6	18.9	5.4	0.75	切妻 中柿葺き石屋根
17	足軽内長屋忝棟		178.20	4.2	27.0	4.5	0.69	切妻 中柿葺き石屋根
18	物置・作業小屋忝棟	物置、足軽湯遺所、作事小屋(詰所、中棚押入れ、拭板、土間)	105.60	3.6	18.0	5.4	0.69	切妻 中柿葺き石屋根
19	合衆製所矢玉細工所忝棟	下屋、入口土間、拭板、中棚押入	39.60	3.0	6.3	5.4	0.51	切妻 杉中柿葺き石屋根
20	鉄砲打小屋忝棟	見分所、拭板、鉄砲打所土間、入口土間	66.00	3.6	9.0	7.2	0.60	切妻 杉皮葺 砂利
21	稽古場忝棟	学問柔術稽古場、見分所、溜り、中棚押入、槍術剣術稽古場、見分所、溜り。稽古道具置所	137.78	3.6	20.7	6.3	0.60	切妻 杉中柿葺き石屋根
22	仮牢忝棟	入口土間、番人腰掛	11.55	2.4	3.6	2.7	0.60	切妻 杉中柿葺き石屋根

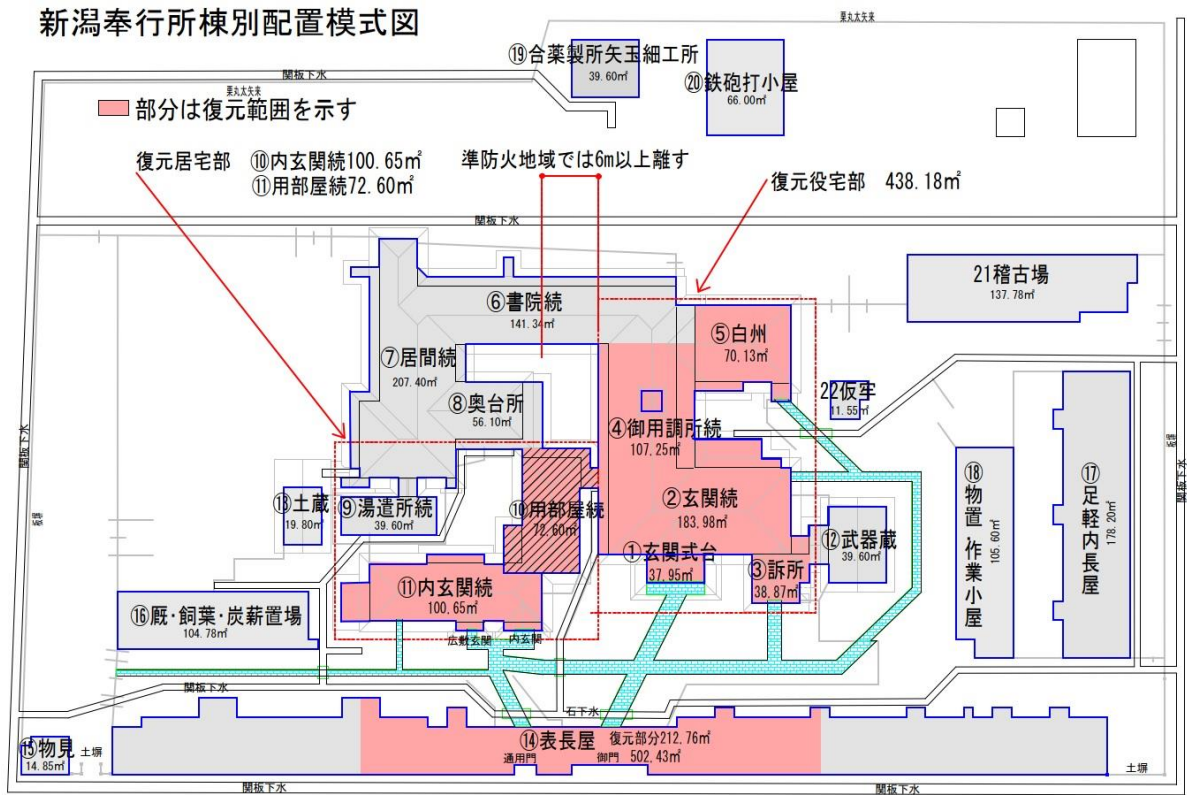
※網掛け部分は復元対象外

2-4 棟別復元案

表長屋⑭は御門を中心に 502.43 m²のうち 212.76 m²を復元するほか、奉行所の公庁(御役所部分①～④)及び白洲⑤を復元。奉行の居宅(住居部分)の正面部分(⑩～⑪)を復元。役人・子弟のための学問所、武道練習場棟は復元しないことにより、復元面積は 824.19 m²となり、新潟奉行所の長屋門から続く役所部分の玄関及び居宅の玄関まで復元可能となる。

復元案は、建築基準法第22条区域(新潟市役所分館、旧二葉中学校跡地(グラウンド部分))でのみ可能であり、他の候補地は準防火地域であり、1棟につき 500 m²以下とし、複数棟建設する場合は、延焼の恐れのある部分には建設できないことから、居宅部分の「用部屋続⑩」の復元が難しく、本来奉行が役宅と居宅を自由に行き来できていたような復元にならないことから、当時の新潟奉行所の復元とは言い難い。

新潟奉行所棟別配置模式図



新潟奉行所棟別一覧表(案1)

棟番号	名称	室名	面積 (m ²)
1	玄関式台		37.95
2	玄関続	玄関、鏡床、檜床、使者の間、寺社溜り、町役人詰め所、町役人引合の間、支配向用場小用所	183.98
3	訴所	訴所、用場小用所、手洗所	38.87
4	御用調所続	御用調所、畳廊下、二階家(二階上り口)	107.25
5	白州	白州、証文所、砂利間、白州番居所	70.13
6	書院続	書院(朱院)、次の間、書物方詰所、近習詰所	141.34
7	居間続	居間、奥居間、用場小用所、馬見所、居間次の間、同上	207.40
8	奥台所	茶の間、板の間、水流し、土間、板廊下	56.10
9	湯遣所続	湯遣所、板の間、土間物置、渡り廊下	39.60
10	用部屋続	用部屋、中番小屋、中小性部屋、物置、両便所	72.60
11	内玄関続	内玄関、溜り、広敷玄関、小部屋、用場小用所、板の間、土間、湯遣所、土間物置	100.65
	角屋		

復元棟を示す

棟番号	名称	室名	面積 (m ²)
12	御武器蔵		39.60
13	土蔵		19.80
14	表長屋	表門、門番所、通用門、供腰掛土間、腰懸ナ、用人長屋、給人長屋、供頭部屋、徒士部屋、足輕部屋、大部屋、物置	502.43 内復元 212.76
15	物見	箱梯子あり	12.38
16	厩・飼葉・炭薪置場	別当部屋、中敷居押入、厩、土間、飼葉置場、炭薪土間	104.78
17	足軽内長屋		178.20
18	物置・作業小屋	物置、足輕湯遣所、作事小屋(詰所、中欄押入れ、拭板、土間)	105.60
19	合築製所矢玉細工所	下屋、入口土間、拭板、中欄押入	39.60
20	鉄砲打小屋	見分所、拭板、鉄砲打所土間、入口土間	66.00
21	稽古場	学問柔術稽古場、見分所、溜り、中欄押入、槍術剣術稽古場、見分所、溜り、稽古道具置所	137.78
22	飯牢	入口土間、番人腰掛	11.55

復元棟を示す

3 旧二葉中学校での復元について

3-1 新潟市役所分館との比較

復元候補の最適地及び適地と判断された新潟市役所分館と旧二葉中学校跡地(グラウンド部分)の比較を以下の表のとおりまとめた。

項 目	新潟市役所 分館	旧二葉中学校跡地 (グラウンド部分)
アクセス	新潟交通バス 市役所前から徒歩 1 分 JR 白山駅から徒歩 11 分	新潟交通バス 神宮前から徒歩 8 分(坂道)
敷地面積 駐車場	十分な広さがある。 周囲に白山駐車場などがある。	十分な広さがあり、余裕を持った施設配置 ができ、必要に応じて管理棟や売店も建設 可能 駐車場は敷地内で確保できる
整地性	周辺道路より1段上がっている 市役所分館を今後解体し駐車場と一体と なるため支障はない	現状グラウンドでありフラット 海側の防砂林は薄い
法的制限	建築基準法等による制限 風致地区条例による制限	建築基準法等による制限
復元規模	1,000 m ² までの復元が可能	1,000 m ² までの復元が可能
周辺 観光施設	新潟県政記念館、燕喜館、新津記念館、 白山公園・白山神社、空中庭園、りゅーと びあ、新潟県民会館、やすらぎ提、新潟市 陸上競技場、新潟市体育館等	ゆいぽーと、西海岸公園(ドン山、會津八一 の歌碑、初代新潟奉行川村修就像、良寛 詩碑、竹内式部像)
回遊性	白山神社・白山公園を中心に白山・旭町・ 上古町エリアで多くのまち歩きが実施され ている	西海岸公園、歴史と文化の散歩道などのま ち歩きが実施されている
その他	新潟市役所駐車場としての利用や防災公 園を考慮する必要がある、様々な整備手法 の検討が必要	



新潟市役所分館



旧二葉中学校跡地(グラウンド部分)

旧二葉中学校(グラウンド部分)は、新潟市役所分館での復元と比べ交通の便が若干悪いが、新潟市役所分館と同じ規模の建物復元が可能である。歴史的背景を考えると、隣接した西海岸公園は、新潟初代奉行である川村修就が新潟のまちづくりに残した大きな遺産である飛砂対策のための3万本の松があり、その中には「川村修就奉行像」がある。

4 復元候補地検討委員会

4-1 新潟奉行所復元候補地検討委員会について

新潟奉行所復元候補地の検討にあたって、都市工学、地質学、土木工学、環境学、建築学に関連する分野の識者計7名からなる新潟奉行所復元候補地検討委員会を組織し、最適地選定を委嘱した。



復元候補地の視察（令和2(2020)年1月24日）

〈検討組織〉新潟奉行所復元候補地検討委員会（順不同・敬称略）

役名	氏名	所属・職名	備考
委員長	及川 紀久雄	新潟薬科大学名誉教授	
副委員長	平田 敏彦	株式会社グリーンシグマ代表取締役社長	技術士：建設、森林、総合技術監理
アドバイザー	中山 輝也	株式会社キタック代表取締役会長	（公社）日本技術士会参与 新潟経済同友会特別幹事
委員	西潟 常夫	NPO法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム理事長	技術士：応用理学
委員	佐藤 成昭	NPO法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム副理事長	元新潟県土木部技監
委員	関谷 一義	NPO法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム副理事長	技術士：環境
委員 （事務局）	遠藤 良博	NPO法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム会員	元新潟市建築部長、 一級建築士

4-2 委員会の開催状況

委員会の開催状況は次のとおり。

開催年月日	開催場所	議事
令和元(2019)年10月1日(火)	技術士センタービルⅠ	復元適地となる候補地像、具体的な候補地の調査方針についての検討
令和2(2020)年1月24日(金)	旧二葉中学校跡地、西大畑公園ほか復元候補地	調査成果に基づく、復元候補地(案)の視察および検討
令和2(2020)年7月21日(火)	ピーア軒	新潟奉行所の復元及び観光資源としての位置に関する検討報告書(素案)の検討・審議
令和2(2020)年9月15日(火)	新潟経済同友会	新潟経済同友会（専務理事、観光委員長）に候補地選定経緯を説明
令和2(2020)年9月16日(水)	ピーア軒	新潟奉行所の復元及び観光資源としての位置に関する検討報告書(素案)の確認・審議
令和2(2020)年9月29日(火)	技術士センタービル	検討報告書修正方針の検討

新潟経済同友会 観光推進委員会 委員名簿

委員長	高橋 秀之	新潟ベンチャーキャピタル株式会社	取締役会長
副委員長	石田 克弥	株式会社 日本旅行 新潟支店	支店長
	小林 庄一	株式会社 双葉	代表取締役社長
	渡辺 浩幸	株式会社 J T B 新潟支店	支店長
委員	相場 一明	株式会社リリー	代表取締役社長
	荒木 紀子	株式会社 風雅の宿 長生館	会長
	飯塚 智	東日本電信電話株式会社 新潟支店	理事 支店長
	石田 章	新日工業株式会社	代表取締役
	磯野 信也	株式会社事業創造サポート	取締役会長
	井東 昌樹	株式会社 イタリア軒	代表取締役社長
	梅津 雅之	株式会社 B S N アイネット	代表取締役会長
	大竹 一雄		
	大橋 未来子	有限会社 大橋屋	若女将
	小川 健	税理士法人小川会計	代表社員・税理士
	小野 丘	ホテル朱鷺メッセ株式会社	取締役総支配人
	片倉 浩彰	明治安田生命保険相互会社	長岡支社 支社長
	金井 聡子	新潟ウレタン株式会社	代表取締役
	金子 秀樹	株式会社 琴源	代表取締役社長
	加見 英之	明治安田生命保険相互会社 新潟支社	支社長
	木村 由美	株式会社 西武商会	代表取締役副社長
	酒井 伊智郎	日本ユニシス株式会社 新潟支店	支店長
	佐久田 健司	日本銀行新潟支店	支店長
	島津 延明	島津ホールディングス株式会社	代表取締役社長
	白井 源晃	アサヒビール株式会社	理事 新潟支社長
	鈴木 恵子	株式会社 新潟ビルサービス	取締役
	関本 喜代一	株式会社関本製麺	代表取締役
	高橋 克郎	愛宕商事株式会社	代表取締役社長
	田邊 誠	タナベ防災株式会社	代表取締役社長
	寺本 邦一	開発技建株式会社	代表取締役社長
	中尾 嘉則	株式会社新潟博報堂	代表取締役社長
	中野 進	株式会社 シルバーホテル	取締役相談役
	中村 好彦	野村證券株式会社 新潟支店	支店長
	中元 將人	株式会社 中元組	代表取締役社長
	長谷川 克弥	ハセガワ化成工業株式会社	専務取締役
	葉葺 正幸	株式会社和僑商店ホールディングス	代表取締役社長
	深沢 康志	大和ハウス工業株式会社 新潟支社	支社長

委 員	藤井 邦之	日本製鉄株式会社 新潟支店	支店長
	堀 一	株式会社 第一印刷所	代表取締役社長
	松永 丈実	株式会社 アイ・シー・オー	新潟営業部 部長
	南 芳夫	菱機工業株式会社 新潟支店	取締役支店長
	峰政 祐己	吉乃川株式会社	代表取締役社長
	三輪 義浩	J F E スチール株式会社	支社長
	村上 昭二	株式会社 新潟第一興商	代表取締役社長
	村山 政文	株式会社 村山土建	代表取締役社長
	森 嘉紀	株式会社 当間高原リゾート ホテル ベルテオ	代表取締役社長
	森田 誠三	サンデン・リテールシステム(株)新潟支店	支店長
	渡辺 敏彦	学校法人 新潟総合学園	副理事長
	綿貫 靖夫	株式会社本陣リゾート	代表取締役社長

(令和 2 年 11 月現在)